

## 第10章 要配慮者対策

# 【予防対策】

### 基本方針

- 1 高齢者や障がい者・乳幼児・外国人等の支援体制を関係団体等と連携し構築する

### 基本方針 1 高齢者や障がい者・乳幼児・外国人等の支援体制を関係団体等と連携し構築する

#### 1 要配慮者の特徴

##### □ 詳細な取組内容

市は、公助の限界を周知し、要配慮者及びその家族が、可能なかぎり自宅で生活継続ができるための備蓄、自宅の耐震化及び家具等の転倒・落下・移動防止対策等を推進する等の自助の備えを周知する。

共助が可能になるために、要配慮者と近隣住民や自主防災組織との平常時からの関係づくりの必要性を周知する。

#### 1 要配慮者の特徴

要配慮者は、適切な防災行動をとりにくい個々の特徴があり、その状況を十分認識し、それに応じた対応をとることが必要である。

区分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい主な事項
一人暮らしの高齢者	体力が衰え行動機能が低下し、自力での行動に支障をきたす場合もある	情報を伝達し、救助・避難・誘導してくれる人を確保しておく
ねたきり等の要介護高齢者	自力で行動することができない 危険情報を発信することが困難である	車いす（電動車いすを除く。）、ストレッチャ、担架、リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく 医療機関との連絡体制を確立しておく
認知症の人	自分で危険を判断し、行動することが難しい 危険情報を発信することが困難である	避難・誘導してくれる人を確保しておく 医療機関との連絡体制を確立しておく
視覚障がい者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では、素早い避難行動がとれない。	音声により周辺の状況を説明する。安全な場所へ誘導してくれる人を確保しておく。
聴覚障がい	音声による避難・誘導の指示	文字、光、色等の視覚による認識手段を提供する。筆談

区分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい主な事項
者 言語障がい者	<p>が認識できない。 視界外の異変・危険の察知が困難である。 自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である</p>	<p>が可能となるよう、常時筆記用具を携帯する。</p>
肢体不自由者	<p>装具や車いす、杖等を利用しなければ移動できない場合がある。 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 自力で行動ができず、コミュニケーションが困難なこともある。</p>	<p>車いす（電動車いすを除く。）、ストレッチャ、担架、リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 医療機器を使用している場合は、「難病患者」・「在宅人工呼吸器使用者」の項を参照。</p>
内部障がい者 難病患者	<p>自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベ等が必要。）や薬、ケア用品を携帯する必要がある。</p>	<p>車いす（電動車いすを除く。）、ストレッチャ、担架、リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 外見では分からない障害であることを周知する。 医療機関との連絡体制を確立しておく。薬やケア製品、電源を確保しておく</p>
在宅人工呼吸器使用者 （24時間使用者）	<p>素早い避難行動が困難である。 人工呼吸器・吸引器等常時使用する医療機器の予備電源や蘇生バッグ、薬、ケア用品などを携帯する必要がある</p>	<p>車いす（電動車いすを除く。）、ストレッチャ、担架、リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 在宅療養が困難となった場合の対応も考えておく。「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」P23参照）。薬やケア製品、電源を確保しておく。</p>
知的障がい者 発達障がい者	<p>異変・危険の認識が不十分な場合や発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合がある。</p>	<p>安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないように対応できる人を確保しておく</p>
精神障がい者	<p>発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 普段から服用している薬を携帯する必要がある</p>	<p>精神疾患の症状は人により様々であり、本人及び支援者が症状等の情報を周囲に伝えられるようにしておくことが必要である。 極力、服薬の中断を来さないようにし、本人及び支援者は服薬に関する情報（薬の名称や服薬のタイミング等）を知っていることが必要である。 医療機関との連絡体制を確立しておく</p>

区分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい主な事項
乳幼児	危険を判断し、行動する能力はない。 4～5歳を過ぎれば自己対応能力が備わってくる。	保護者側の災害対応力を高めておく必要がある。 自分で自分の身を守る方法を習得させる。
妊産婦	行動機能が低下しているが、自力で判断し、行動することはできる。	避難・誘導してくれる人を確保しておく

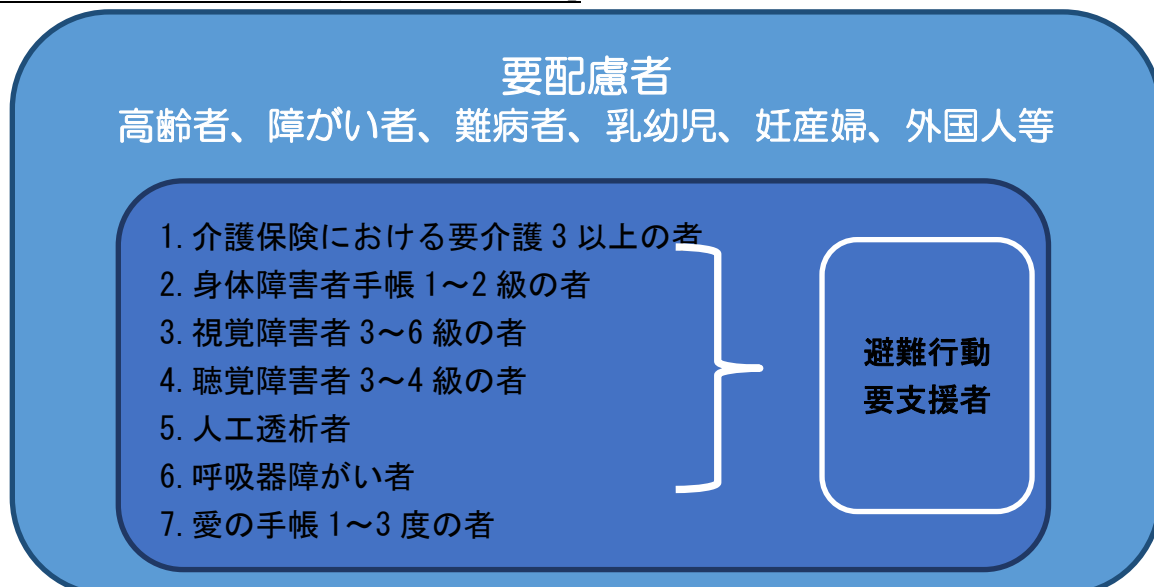
(出典:「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(市町村向け)平成25年2月改訂版」)

## 2 要配慮者への支援

### □ 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部 子ども青少年部 教育部 健康福祉部 関係所管部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要配慮者の対策を推進する。</li> <li>○ 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿を作成する</li> <li>○ 避難行動要支援者に対する「避難支援個別計画」を策定する</li> <li>○ 障害特性に応じた避難支援体制の整備する</li> <li>○ 都と連携した要配慮者に対する防災訓練を実施する</li> <li>○ 都と連携した緊急通報システム等の整備する</li> <li>○ 福祉のまちづくりを推進する。</li> </ul>
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多摩市等と連携した市民や要配慮者に対する防災訓練を実施する。</li> <li>○ 緊急通報システムの整備を図る。</li> <li>○ 地域が一体となった協力体制を推進する。</li> <li>○ 社会福祉施設等と地域の連携を促進する</li> </ul>

### 【要配慮者と避難行動要支援者のイメージ図】



□ 詳細な取組内容

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿

多摩市は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、「要配慮者」の中から、避難に特に支援が必要な住民を「避難行動要支援者」として選定し、避難の支援、安否確認、生命又は身体を災害から守る為に必要な措置を実施するための基礎となる名簿として「避難行動要支援者名簿」を策定すると共に、名簿作成に関し、具体的な事項を以下のとおり定める。

① 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- 介護保険における要介護3以上の者
- 身体障害者手帳1～2級の者
- 視覚障害者3～6級の者
- 聴覚障害者3～4級の者
- 人工透析者
- 呼吸器障がい者
- 愛の手帳1～3度の者

② 避難支援等関係者となる者

- 多摩市消防団
- 多摩消防署
- 多摩中央警察署
- 民生委員法に定める民生・児童委員
- 社会福祉法に規定する社会福祉協議会
- 自主防災組織
- その他避難支援等を実施に携わる関係者

③ 名簿作成に必要な個人情報

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援と必要とする事由
- その他、避難支援等に関し必要と認めるもの

④ 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

- 健康福祉関係部署が保有している名簿等より抽出
- その他

⑤ 名簿の更新に関する事項

- 必要に応じて更新を行なう。(概ね年1回程度)

⑥ 名簿の管理に係るシステムの導入や既存システムの改修

- 平常時の活動によって得られた要支援者に関する情報等を蓄積し、発災時に名簿を活用する際に、より詳細な要支援者の情報を活用して、安否確認や避難支援を円滑に実施するため、新規システムの導入や既存システムの改修について調査・研究し、導入を推進する。

(2) 名簿情報の提供

① 平常時

多摩市は、災害対策基本法及び多摩市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審査会へ諮問・承認を経て、避難行動要支援者の名簿情報を以下のものへ提供する。

- 多摩市消防団
- 多摩消防署
- 多摩中央警察署
- 民生委員法に定める民生・児童委員

② 災害時もしくは災害が発生する恐れがある場合

避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危険が迫っている状況下において、個人情報の利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、災害は発生し、又は発生の恐れがある場合であって、避難行動要支援者の生命・身体を保護する為に特に必要がある場合は、名簿情報の外部提供を行う。

(3) 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

- 配付された名簿に関する情報は、厳重に管理するとともに細心の注意を払うこと
- 名簿の受け渡しにおいて、書面にて行なう事とし、新規名簿は、既存名簿と直接交換する。

2 要配慮者の対策の推進等

(1) 関係団体の協力

警察署、消防署、消防団等の関係行政機関に加え、自主防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者等の協力を得て、次の取組を進める。

- 要配慮者に関する情報の把握・共有
- 要配慮者に関する避難支援体制の整備
- 「避難行動要支援者避難支援個別計画」の策定
- 要配慮者の支援者の確保及び育成
- 要配慮者に関する訓練の充実
- 自主防災組織を中心とした要配慮者の支援訓練
- 要配慮者に対する震災対策訓練

(2) 要配慮者を支援する人材を自主防災組織等と連携し育成する。

① 背景

要配慮者へのきめ細かい対応には、多くの支援者が必要となり、多摩市(公助)によ

る単独の取組では限界がある。よって、自主防災組織を中心とした地域(共助)による取組みが不可欠である。しかしながら、現状においては、支援者となる人材が自主防災組織や自治会等の役員に限定されている。

② 支援者の育成等

- 自主防災組織等が行う支援者の募集、確保に協力する。
- 自主防災組織等と要配慮者及びその家族との建設的な協力に係わる調整を支援する。
- 地域の防災訓練や防災講演会等を通じて、支援要領を啓発する。
- 要配慮者の支援訓練(搬送訓練、避難訓練、知識啓発)を実施する。
- 要配慮者とその家族の災害対応能力を向上させる。

③ その他

要配慮者対策に係わる細部については、次の支援計画等で対応する。

- 災害時要援護者避難支援計画(平成23年8月)
- 災害時要援護者防災行動マニュアル(平成24年3月)

※ 上記の下位計画は、本計画の内容と整合性を図るため、適宜、修正を図るものとする。

(3) 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行なうことができるための通知又は警告の配慮

要配慮者や避難支援者(サポーター)に対し、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、公式HPなど、あらゆる手段を講じて情報伝達を行なう。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援関係者は、自らの身の安全の確保、家族の安全及び安否確認を実施したうえで、要配慮者及び避難行動要支援者に対する、避難誘導、安否確認、情報伝達等を実施する。

(5) 人工呼吸器使用者等に対する支援

停電時において、電気を必要とする医療機器を使用する人工呼吸器使用者等に対して、発電機、蓄電池等配備に対する助成や充電スポットの設置など、非常用電源の確保のための施策を充実させる。

3 安否確認の体制整備

安否確認を的確に実施するため、避難支援者(サポーター)と連携・協力し、具体的な実施体制を構築するとともに安否情報の集約方法を明確化する。また、集約した情報について、適切に共有化を図り、支援に反映させていく。

(1) 自宅等で生活する要配慮者の支援

自宅等の避難所以外の場所で生活する要配慮者を支援するために、その状況及び要望等を日頃から把握するとともに、食糧や生活必需品の給与、医療や保健活動など必要な支援の確認を行う。

(2) 医療依存度の高い在宅療養者への支援

自宅外への避難が困難な在宅療養者(人工呼吸器や吸引器等利用者)の非常用電源

として、各避難所における発電機、及び、自主防災組織電源確保事業により配布した非常用電源等を活用し、予備電源確保のための充電ステーションとしても利用できるよう支援体制を整える。

#### 4 個別計画の策定

災害対策基本法の改正(令和3年5月)により、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったことから、市としても、関係所管と連携し、個別計画の策定を推進する。

##### (1) 作成目標

優先度の高い避難行動要支援者や、ハザードマップ内に掲載されている地域から策定していく。

市が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む。

##### (2) 個別避難計画の作成に関する留意事項

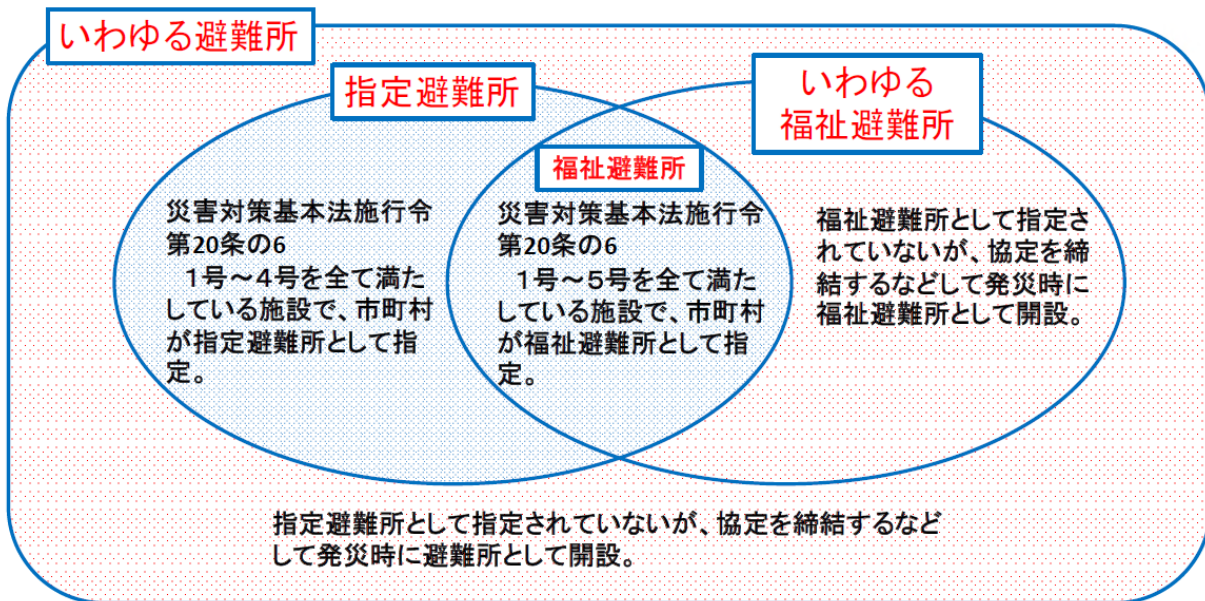
- 計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
- 避難を支援する者の確保(避難行動要支援者の親戚などの個人や、自主防災組織・自治会等を確保する)
- 避難を支援する者の負担感の軽減(複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組)
- 計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行う。
- 個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供(本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時ら地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有)
- 社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意

### 3 福祉避難所等

#### □ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 子ども青少年部 教育部 健康福祉部 関係所管部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉避難所等の確保</li> <li>○ 福祉避難所等への避難</li> <li>○ 福祉避難所等対象者の確認</li> <li>○ 福祉避難所等の活用</li> <li>○ 社会福祉施設等の耐震性の確保</li> <li>○ 福祉のまちづくりの推進</li> <li>○ 妊産婦等への支援</li> <li>○ その他の支援</li> </ul>

## 1 福祉避難所の定義



災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)(抜粋)

(指定避難所の基準)

第20条の6法第49条の7第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者(次号及び次条において「被災者等」という。)を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。(福祉避難所の設置要件)

## 2 福祉避難所等の指定

指定避難所で生活することが難しい要配慮者や自宅の倒壊などにより長期間避難を余儀なくされた被災者を収容する。

### (1) 要配慮者の受け入れ施設の位置づけ

種別	内容
指定避難所における福祉避難スペース	専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の避難者とは、同じスペースでは、避難生活に困難が生じる要配慮者を受け入れる施設。主に、一般の避難所等において、専用スペースを設置して対応する。
福祉的避難所	障害の程度等により、指定避難所における福祉避難スペースでは避難



種別	内容
	生活が困難な要配慮者を受け入れる施設 主に、コミュニティセンターや老人福祉館にて対応する。
福祉避難所	障害の程度等により、福祉的避難所では避難生活が困難な要配慮者を受け入れる施設。 主に、協定締結民間施設で対応する。

## (2) 要配慮者受け入れ施設の確保

### ① 使用可能施設の洗い出し

多摩市は、福祉避難所等として利用可能な施設を洗い出す。

利用可能な施設としては、以下の施設が考えられる。以下の施設については「バリアフリー」「支援者をより確保しやすい施設」を主眼において選定する。

- 一般の避難所となっている施設(小・中学校、公民館等)
- 老人福祉施設(デイサービスセンター、小規模多機能施設、老人福祉センター等)・障害者支援施設等の施設(公共・民間)・児童福祉施設(保育所等)、保健センター、特別支援学校
- 宿泊施設(公共・民間)

### ② 福祉避難所の調査

福祉避難所として利用可能な施設について、所在地、名称、所有者・管理者、使用可能なスペースの状況、施設・設備の状況、職員体制、受入可能人数などを調査し、整理する。

## (3) 民間事業者との協定締結

市内の社会福祉施設等と、災害時に避難施設で生活することが困難な要配慮者等を受け入れる内容の協定の締結を引き続き推進する。

## (4) 福祉避難所の指定要件、指定目標の設定

多摩市は、福祉避難所の対象となる者の数や現況等を踏まえ、福祉避難所の指定要件、指定目標を設定する。例えば、以下の要件が想定される。

### ① 施設自体の安全性が確保されていること。

- 耐震性が確保されていること。[地震]
- 原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。[土砂災害]
- 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
- 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。

### ② 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。

- 原則として、バリアフリー化されていること。
- バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。

③ 要配慮者の避難スペースが確保されていること。

- 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

3 機能の確保

福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、例えば、以下のように、福祉避難所の機能を段階的・重層的に設定することも考えられる。

(1) 福祉避難所（としての機能）

- 障害の程度等により、地域住民と同じ空間あるいは地域における福祉避難スペース（室）では避難生活が困難な要配慮者を、施設・設備、体制の整った施設に避難させることを想定。
- コミュニティセンター・老人福祉施設等の施設等を想定。

(2) 地域における福祉避難スペース（室）（としての機能）

- 災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース（室）として、一般の避難所（小・中学校、公民館等）等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保することを想定。
- 専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者が避難。
- 福祉避難所の指定目標については、要配慮者や同居家族の生活圈やコミュニティとのつながりに配慮し、設定することとするが、少なくとも、地域における福祉避難スペース（室）については、小学校区に1箇所程度の割合で指定することを目標とすることが望ましい

(3) 福祉避難所等の環境整備

- 福祉避難所等に指定した場合は、多摩市災害対策本部との通信を確保するため、防災行政無線を配備する。なお、協定締結施設等は、施設所有者の意向を十分に配慮する。
- 被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう運営時には工夫する

4 福祉避難所への避難

福祉避難所とは、高齢者や、障がい者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設である。

福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設する、協定締結している社会福祉法人等の施設である。平常時には入所・通所施設として運営されており、災害時には、各施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った上で、施設の空きスペース等を利用して開設するため、災害発生から概ね 3 日程度経過後の開設を想定されていることから、災害発生直後から開設することは原則としてありえない。

発災直後は、最寄りの小中学校などの指定避難所における福祉避難スペースや、コミュニティセンター・福祉館の福祉的避難所へ避難すること。

なお、福祉的避難所には、受け入れ条件がある場合がある。

※ 福祉避難所は、災害の規模や小中学校などの一般の避難所の状態や受入施設の状況により、市の要請に基づき開設しますため、原則、災害時に直接連絡及び避難することはできない。

## 5 福祉的避難所の指定

### (1) 指定に関する留意点

- コミュニティセンターや総合福祉センターなどの住環境や福祉的機能が整備されている公共施設を指定する。
- プライバシーの確保が区画化された施設を指定する。
- 昼などの日常生活に近い空間がある施設を指定する。
- バリアフリー化されている施設を指定する。
- 災害時応援協定を締結し、民間福祉関係施設も指定することができる。
- 福祉的避難所に受け入れる被災者数は、概ね居室 2.0 m<sup>2</sup>あたり1人とする。

### (2) 福祉的避難所

	施設名	所在地	予定収容人員
1	連光寺老人福祉館	多摩市連光寺 3-57-1	51
2	豊ヶ丘老人福祉館	多摩市豊ヶ丘 5-6	105
3	諏訪老人福祉館	多摩市諏訪 5-4	117
4	東寺方老人福祉館	多摩市東寺方 626-7	95
5	総合福祉センター	多摩市南野 3-15-1	168
6	関戸・一ノ宮コミュニティセンター	多摩市関戸 4-19-5	129
7	乞田・貝取コミュニティセンター	多摩市乞田 810	87
8	鶴牧・落合・南野コミュニティセンター	多摩市落合 6-5	109
9	貝取コミュニティセンター	多摩市貝取 4-5-1	105
10	愛宕コミュニティセンター	多摩市愛宕 3-2	97
11	聖ヶ丘コミュニティセンター	多摩市聖ヶ丘 2-21-1	117
12	唐木田コミュニティセンター	多摩市鶴牧 6-14	115
13	和田・東寺方コミュニティセンター	多摩市和田 2006-4	115
14	三方の森コミュニティ会館	多摩市和田 1254-12	29
合 計			1,439

## 6 福祉避難所の指定

### (1) 指定に関する留意点

- 要配慮者を受け入れる環境が整っている、民間の福祉施設等と協定締結を行ったう

えで指定する。

- 引き続き、災害時応援協定を締結し、民間福祉関係施設を指定する。

(2) 収容人数の算定

福祉避難所の対象となる者の数は常に固定しているものではないので、福祉避難所の指定・整備にあたって要配慮者1人当たり面積を設定する必要があると判断した場合は、指定目標を設定する際の目安として定めておく。(なお、1人当たり面積については、目標値も実際の面積も地方公共団体により様々であるが、概ね2~4㎡/人が多い。)

(3) 福祉避難所

	施設名	所在地	予定収容人員
1	あいクリニック	多摩市貝取 1431-3	60
2	桜ヶ丘いきいき元気センター	多摩市桜ヶ丘 2-1-1	19
3	あいグループホームどんぐり	多摩市聖ヶ丘 2-21-2	29
4	あい小規模多機能施設	多摩市聖ヶ丘 2-20-6	23
5	あい介護老人保健施設	多摩市中沢 1-17-38	92
6	桜ヶ丘延寿ホーム	多摩市連光寺 1-1-1	47
7	白楽荘	多摩市山王下 1-18-2	51
8	愛生苑	多摩市和田 1547	42
9	和光園	多摩市和田 1532	70
10	デイケアサービスセンターすみれ	多摩市連光寺 3-4-5	74
11	高齢者総合ケアセンターケアプラザ多摩	多摩市永山 3-12-2	105
12	都立多摩桜の丘学園	多摩市聖ヶ丘 1-17-1	242
合 計			854

(4) 福祉避難所対象者

高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族まで含めて差し支えない。なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしていない。(出典:災害救助法 運用と実務 第一法規 平成 26 年 304 頁)

(5) 福祉避難所等の活用

介護が必要な要介護認定者や障がい者等のうち、避難所の福祉避難スペースでの避難生活が困難な者については、市内に設置される福祉的避難所・福祉避難所にて避難生活を支援する。

また、福祉避難所設置・運営マニュアルを作成し、それに基づいた訓練を実施する。  
さらに総務部防災安全課・健康福祉部において、福祉的避難所・福祉避難所に関する様々な課題について検討を行うとともに、マニュアルの改善を行っていく。  
なお、要配慮者の状態に応じて、福祉的避難所・福祉避難所へ直接避難するケースも含めて検討する。

## 7 避難所における支援の充実

避難所において、要配慮者が安全・安心に過ごせるよう、バリアフリー化の推進、洋式トイレの設置推進、福祉避難スペース、情報伝達手段の確保、生活用品等の充実化など要配慮者のニーズを反映させた支援策を実施する。

## 8 社会福祉施設等の耐震性の確保

要配慮者が利用する市立の社会福祉施設の耐震診断・耐震補強、電源の確保や備蓄、その他必要な設備の整備を促進するよう努める。

民間施設についても、同様の措置を講ずるよう周知する。

## 9 福祉のまちづくりの推進

高齢者や身体障がい者等多様な利用形態に対応した基盤整備を推進し、災害時の安全性と利便性の強化を図る。

- 公共施設のバリアフリー化の推進を図る
- 民間事業等の整備の誘導
- 誘導ブロック、歩道の整備、段差の解消
- 案内板の多言語化する
- 案内板に点字等を表示する

## 10 地域ぐるみの支援体制づくり

市民(自主防災組織)や民生・児童委員、ボランティア組織等と連携し、要配慮者(避難行動要支援者)の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

## 11 要配慮者優先ルールの周知

災害発生直後、避難所生活等における要配慮者優先ルール(一番困っている人が先)について、自主防災組織、自治会及び市民等への周知徹底を図る。

## 12 福祉関連施設との連携

福祉施設と自主防災組織、周辺地域の事業所等と連携し、避難施設運営訓練や防災訓練等への要配慮者・避難行動要支援者の参加

## 13 妊産婦等への支援

災害時に妊産婦や乳児等をもつ保護者が安心して避難生活を送れるように専用の避難スペースの確保に努めるとともに、避難生活の支援・応急的な食糧・救援物資等の配給、復興支援情報の提供、医療、健康相談などを行う。

なお、被害の状況によっては、避難者数が増加することも予想されるため、大学等と協定を締結し、妊産婦・乳児救護所の確保に努める。

### (1) 母子避難所

妊産婦や乳児を家族が支援すること前提に、同居する家族を単位として受け入れる避

難所であり、以下の施設を指定している。

市は、保健師等の派遣を行う。

	施設名	所在地	予定収容人員
1	大妻女子大学	多摩市唐木田 2-7-1	103

※ 予定収容人員は、避難する母親等のみの人数であり、この他に子どもと支援のため随伴する家族の受け入れが可能である。

## 14 その他の支援

### (1) ヘルプカードの普及

災害時等に障がい者が周囲に支援を求めるための共通のカード(都内統一様式)の導入と周知を図る。

### (2) 緊急通報システム等の普及

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯の方で、心臓疾患等早急対応を要するなど、身体上慢性疾患があり、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方が、家庭内受信機、ペンダント型発信機を用い、緊急時に緊急通報事業者に通報し、事業者からの連絡により、救急隊または警備会社の緊急要員が駆けつけるシステムであり、市として、このシステムの活用の促進を図る。

## 4 外国人への支援

### ・ 対策内容と役割分担

各機関は、平常時から、在住外国人に対し、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練への参加を推進していく。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 くらしと文化部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在住外国人への防災知識の普及を推進する。</li> <li>○ 外国人に対し、地域の防災訓練の参加を支援する。</li> <li>○ 案内板・避難所等の標識等について、外国語表記の推進</li> <li>○ 多摩市国際交流センターとの連携を構築し、ボランティアの意識醸成、育成を図る。</li> </ul>

### ・ 詳細な取組内容

- 市内在住外国人に対し、総合防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。
- 都が実施する在日外国人への防災知識の普及・啓発事業に協力し、多摩市在住外国人に対し、防災知識の普及・啓発に努める。(都が作成した動画も活用する。)
- 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語併記を推進する。
- 東京都防災(語学)ボランティア等を活用し、外国人の総合防災訓練への参加を支援する。
- 外国人に対し、地域の防災訓練の参加を支援し、避難所におけるルールや災害への備えについて啓発する。